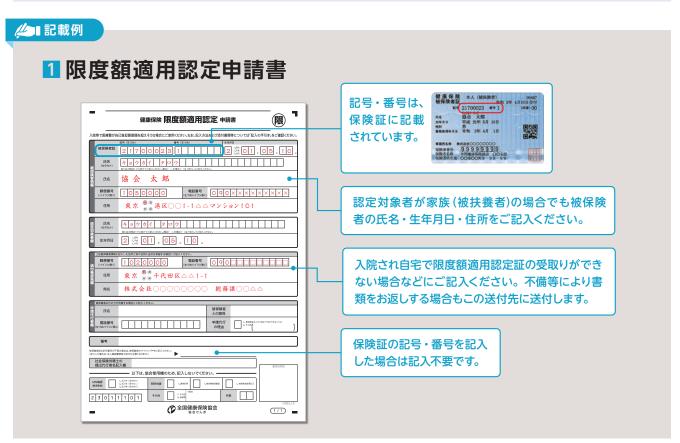


限度額適用認定申請書等「協会けんぽGUIDEBOOK」43ページ参照

高額な医療費がかかることが想定される場合は、事前に「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関等の 窓口に提示することで、窓口負担が法定の自己負担限度額までとなります。

♀申請チェックフロー 被保険者の方は市区町村民税が はい 次の2つのうちどちらかに該当しますか。 非課税の方ですか? ●被保険者の方が70歳未満で標準報酬月額 いいえ ↓ が53万円未満ですか? いいえ ●被保険者の方が70歳以上で標準報酬月額 療養予定(療養中)の方は70歳未 が28万円未満ですか? 満の方ですか? いいえ ♦ 被保険者の方が70歳以上で標準報酬 月額が28万~79万の間ですか? はい いいえ ▼ はい はい 限度額適用認定証の申請は不要です。 高齢受給者証を提示することになります。 11 限度額適用認定証の申請をしてく 2 限度額適用・標準負担額減額認定証の 申請をしてください(P.10)。 ださい(下記)。



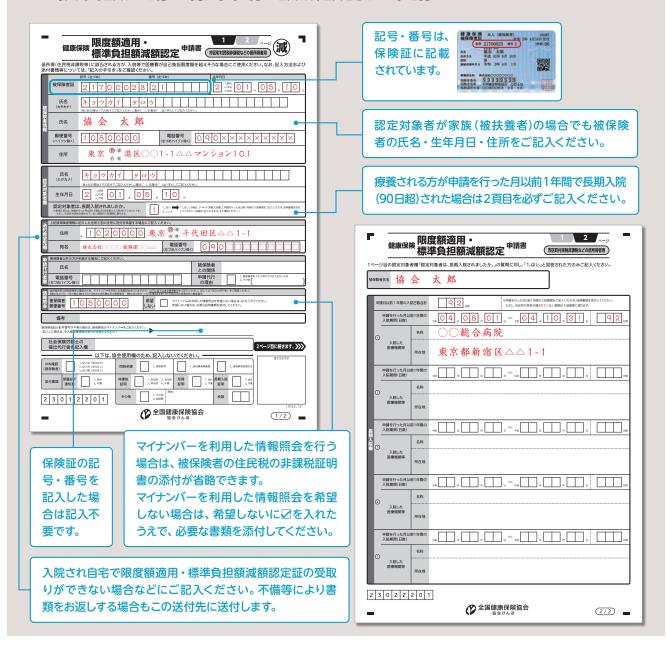


●申請時期

被保険者および被扶養者が医療機関等での窓口支払額を軽減したいとき

炒■記載例

2 限度額適用・標準負担額減額認定申請書



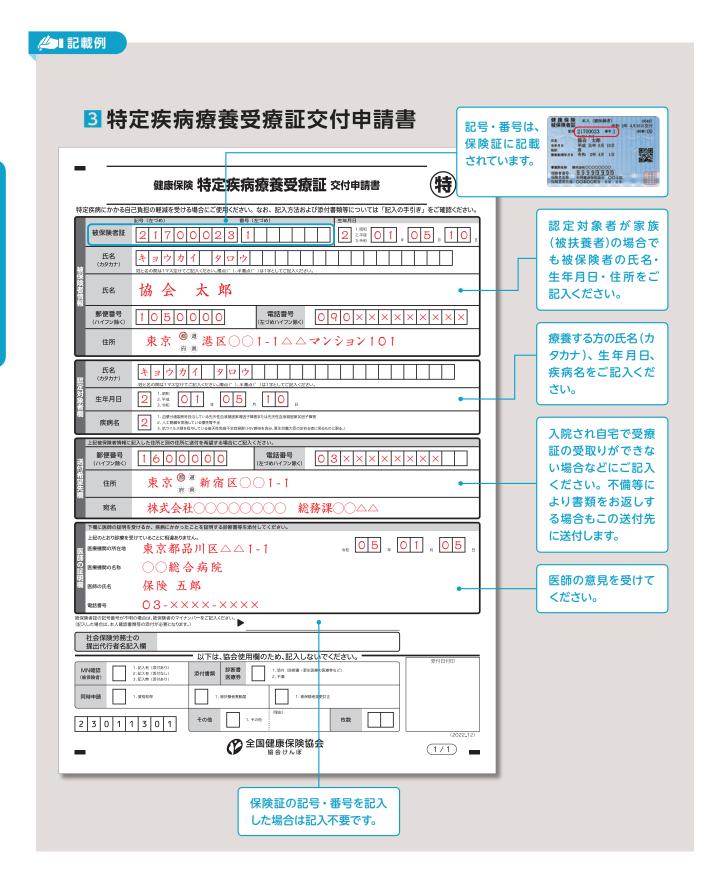
₩ チェックリスト

●申請時期

被保険者の市区町村 民税が非課税の場合 で、被保険者および被 扶養者が病院や診療 所・薬局での窓口支払 額を軽減したいとき

●添付書類チェックリスト

- WILLERS	
	〈マイナンバーを利用した情報照会を希望する場合〉 不要 (※)協会けんぽでマイナンバーが未収録である場合や、照会の結果、情報を取得できない場合は、添付書類が必要となる場合があります。
	〈マイナンバーを利用した情報照会を希望しない場合〉 磁保険者の非課税証明書の原本
低所得者	□ 4月~7月診療分の場合は、前年度の非課税証明書の原本
	□ 8月~翌年3月診療分の場合は、当年度の非課税証明書の原本
	直近1年以内に91日以上の入院日がある(長期入院)
	□ 入院期間が記載されている領収書のコピー等、入院期間を証明する書類 (保険者に低所得者として認められていた期間の入院に限ります。)





●申請時期

特定疾病の療養のため、高額な医療費がかかるとき

医師の証明

●添付書類チェックリスト

申請書内の「医師の意見欄」 に医師の記入、証明を受けるか、特定疾病に関する意見書その他疾病にかかったことを証明する書類 (診断書など) を添付してください。